

半田市アスベスト対策費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの分析調査及び除去等を行う者に交付する半田市アスベスト対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定め、もってアスベスト飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 本市の区域内に存する建築物のうち、分析調査、除去等にあつては、吹き付けアスベストが施工されているおそれのある建築物をいう。
- (3) 分析調査 対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）及び「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」（平成20年7月17日付け基発第0717003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達）により示された方法で分析調査すること及びその付帯事務（アスベスト含有の有無に係る）をいう。
- (4) 除去等 対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストについて除去、封じ込め又は囲い込みの措置（調査設計計画、住宅・建築物の除却（アスベスト除去等に要する費用相当分）を含む）を行うことをいう。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、対象建築物の所有者が、分析調査又は除去等を実施する場合で、当該年度内に事業が完了するときに交付する。ただし、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納している者並びに国及び他の地方公共団体等が定めた補助制度の対象となる者には補助金を交付しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、分析調査に要した経費の10分の10以内又は除去等に要した経費の3分の2以内でいずれも予算の範囲内において市長が認める額とする。ただし、1敷地につき分析調査については25万円を、除去等については180万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、分析調査又は除去等を実施する前に、半田市アスベスト対策費補助金交付申請書(様式第1)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市アスベスト対策費補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 前条の交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、分析調査又は除去等の内容を変更しようとする場合は、半田市アスベスト対策費補助金変更承認申請書(様式第3)に変更内容の分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、変更を承認するとともに、半田市アスベスト対策費補助金変更承認通知書(様式第4)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、分析調査又は除去等が完了したときは、半田市アスベスト対策費補助金完了実績報告書(様式第5)に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、この内容について検査することができる。

3 市長は、前項に規定する検査により不備が判明したときは、当該不備事項について改善を求めるものとする。

(補助金の額の決定)

第10条 市長は、前条第2項の規定による検査の結果、不備がないと認めるときは、補助金の額を確定するとともに、半田市アスベスト対策費補助金確定通知書(様式第6)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の確定通知書を受けた日から起算して10日以内に半田市アスベスト対策費補助金交付請求書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支払いを行うものとする。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取消すものとする。

(1) 第9条第3項の規定による不備事項の改善を行わないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対し、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。